

電子委任状の普及の促進に関する法律 関連法令（案）

政令・省令(案)

1

施行期日を定める政令

- 法律の施行期日は平成30年1月1日とする。

（法律附則第1条において「公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行」とされている。公布の日は平成29年6月16日。）

認定の更新期間を定める政令

- 認定の更新期間は3年とする。

（法律第6条において、更新の期間は「三年を下らない政令で定める期間」とされている。）

施行規則

- 「特定電子委任状」に求められる措置として、電子署名法に基づく電子署名の他、以下の2つを規定。
 - ① 商業登記法に基づく証明
 - ② 公的個人認証法に基づく電子署名及び電子利用者証明
- 主務大臣の認定を受けるための申請書及び書類（略）
- その他、認定に係る「承継」、「変更」、「廃止」に係る手続き等を規定。

1. 電子委任状の普及の意義及び目標

- 「デジタルファースト」の早期実現、公的個人認証サービスの利用場面拡大による、マイナンバーカードの更なる普及に資するものと位置づけ。
- 活用が想定される具体的な手続きとして以下を例示し、これらの手続きにおける電子委任状の普及を促進する。
 - ① 企業間で行われる契約の申込み等の手続き
 - ② 国及び地方公共団体の調達における入札等の手続き
 - ③ 行政機関に対する申請等の手続き

2. 関係者の理解を深めるための施策

- パンフレットやマニュアル類の配布、セミナーや講習会の開催等
- 内外の動向の調査及び分析

3. 電子委任状に記録される情報の記録方法の標準

- 電子委任状の記録方法として以下の3つの方式を規定。
 - ① 委任者が自ら作成する方式（委任者記録ファイル方式）
 - ② 電子委任状取扱事業者が委任者の委託を受けて受任者の電子証明書に記録する方式（電子証明書方式）
 - ③ 電子委任状取扱事業者が委任者の委託を受けて受任者の電子証明書とは別の電磁的記録に記録する方式（取扱事業者記録ファイル方式）
- それぞれ委任の内容を電子委任状に記録する者において、電子署名法等に基づく電子署名を行うことを義務づけ。
- 電子委任状に記録すべき事項を規定。

以上の規定を満たす電子委任状を「特定電子委任状」という。

● 電子委任状に記録すべき事項(電子証明書方式の例)

委任者に係る事項	国税庁が指定する法人番号
	法人の商業登記における法人名称
	法人の商業登記における本店所在地
	法人の代表者名
受任者に係る事項	受任者の識別名(氏名など)
	受任者の役職・肩書
	受任者の所在地(本社所在地と異なる場合に記載)
	受任者検証符号(受任者の意思や行為が検証できる電磁記録)
	受任者検証符号のアルゴリズム名
委任内容に係る事項	対象電子委任状を一意に示すID
	代理権の内容
	代理権の制限(行為先の特定など)
	委任期間
電子委任状取扱事業者 に係る事項	事業者の電子委任状取扱サービスの名称
	ポリシーを記載している場所(URL)
	失効情報の問合せ先(CRLDP等)

※一部の事項については任意で記録するものとする

4. 認定の基準となるべき事項

電子委任状取扱業務の実施の方法について以下の方法を遵守すること及び3で規定する特定電子委任状を取り扱うことが確認できた場合には認定電子委任状取扱事業者の認定を行う。

● 電子委任状が法人の代表者等の作成に係るものであること等を確認するための方法

電子委任状の方式 確認事項	委任者記録ファイル方式	電子証明書方式	取扱事業者記録ファイル方式
電子委任状が委任者の作成に係るものであること	委任者の電子署名の有効性確認 等	委任事項に記録すべき事項を示した書類に付された印と下記証明書の照合 等	
委任者が実在する法人の代表者であること	登記事項証明書及び代表社印の印鑑証明書の確認 等	登記事項証明書及び代表社印の印鑑証明書の確認 等	
受任者が士業の資格を有している場合の資格の照会	当該資格に係る名簿を登録及び管理する団体に照会 等		

● セキュリティを確保するための方法

- ISO/IEC27001に定める情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に準拠した体制の構築等を行い、認証機関から認証を取得し、維持する（維持審査、更新審査を受ける）こと
- ただし、電子証明書方式の電子委任状を取り扱う場合には、電子署名法に規定する指定調査機関が行う調査、又は、米国公認会計士協会及びカナダ勅許会計士協会によるWebTrust for CA監査又は欧州電気通信標準機構の規格に基づく認証局のETSI監査を年1回以上の頻度で受けることでも可

● その他

- 業務の運用方針及び運用手順を定めた規程の作成
- 失効管理（委任者から電子委任状の有効期間内に代理権が消滅等した場合に電子委任状の受領者がその事実を容易に知り得るようにする等）

等

今後のスケジュール(案)

(平成29年)

6月16日	: 法律の公布
10月10日	: 総務省懇談会「制度検討SWG」
10月中旬～11月中旬	: パブリックコメント
12月下旬	: 政令の閣議決定、政令・省令の公布
1月1日	: 法律施行

(平成30年)

3月15日	: 施行の期限
-------	---------

